

役員及び評議員の報酬
並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人俊英館福祉事業会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人俊英館福祉事業会(以下「この法人」という。)の定款第 9 条及び第 24 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、日常的に法人運営に携わるためにおおむね週24時間以上勤務する者をいう。また、常勤役員のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第 5 条にも基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬とは、社会福祉法第 45 条の 34 第 1 項第 3 号に定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。
- (6)費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 評議員には定款第 9 条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されて役員に対しては、報酬等は支給しない。

ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員として給与が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬の決定)

第 4 条 この法人の全理事の報酬総額は、年額18万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間 8万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第 5 条 理事長及び常務理事(以下「理事長等」という。)並びに理事長等以外(以下「その他理事」という。)が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、常勤理事に対しては、出席報酬は支給しない。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により費用弁償を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が別表1の費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長等の勤務報酬等)

第 6 条 理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

- 2 常務理事が理事会及び評議員会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、常務理事のうちで職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。
- 3 その他の理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、理事のうちで職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。
- 4 交通費の実費が別表2の費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第 7 条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、常勤監事に対しては、出席報酬は支給しない。

- 2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が別表2の費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(費用弁償の支給)

第 8 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって、負担した費用については、これを請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は

通勤手当事務取扱要領に準ずる。

- 3 役員及び評議員には、法人業務のため出張に要する旅費(宿泊費含む)を旅費規程に準じて出張費として支給することができる。
- 4 旅費は、実費を支給する。
- 5 業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支給することができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

(報酬及び費用弁償の支給日)

第10条 常勤役員の報酬は、毎月職員の給料日に合わせて支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬並びに費用弁償は、業務にあたった都度遅滞なく支払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第11条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第14条 この規程に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

別表 1 (出席報酬日額)

種 別	区 分	報 酬	費用弁償
理事会出席報酬等	理事長	0円	5,000円
	常務理事	0円	5,000円
	その他理事	0円	5,000円
	監事	0円	5,000円
評議員会出席報酬等	評議員	0円	5,000円
	理事長	0円	5,000円
	常務理事	0円	5,000円
	その他理事	0円	5,000円
	監事	0円	5,000円

別表 2 (勤務報酬等)

種 別 区 分	報 酬	費用弁償
理事長業務報酬等 (非常勤・日額)	5,000円	5,000円
常務理事業務報酬等 (非常勤・日額)	5,000円	5,000円
その他理事業務報酬等(非常勤・日額)	5,000円	5,000円
監事監査指導報酬等 (非常勤・日額)	5,000円	5,000円